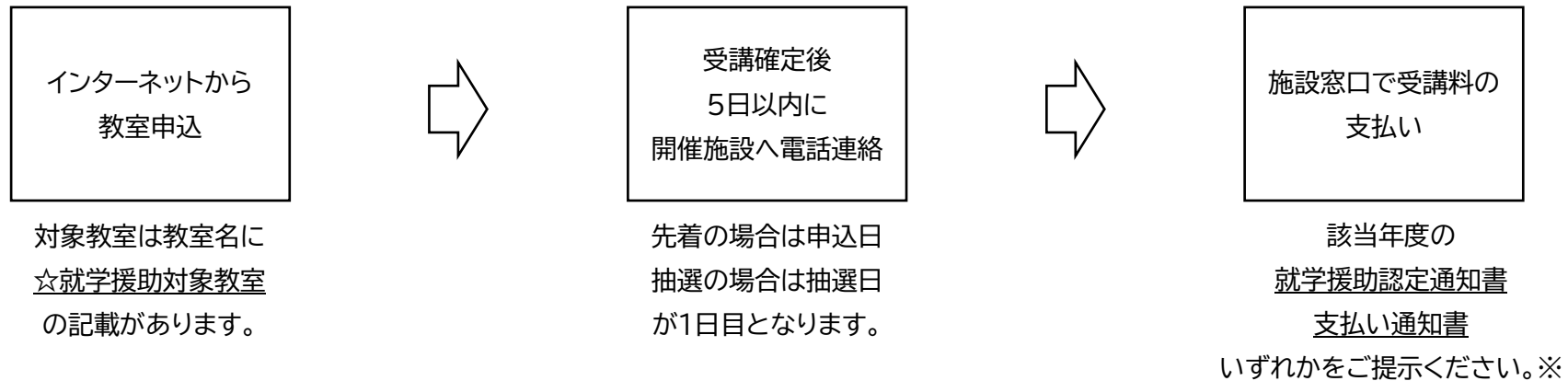


# 就学援助受給世帯の教室受講料減免措置について

藤沢市教育委員会の就学援助制度に認定された受給世帯の方は小・中学生向けのスポーツ教室のうち一部対象教室に限り教室受講料の減免措置を受けることができます。

減免措置を希望する場合は以下の通り申込手続きをおこなってください。



※4月～7月に開催する教室については、各種通知書の発行前となるため、一度全額をお支払いいただきます。通知書がご家庭に届きましたら教室開催施設にご提示いただき減免額分を返金させていただきます。減免額分の返金手続きは8月末日までとなり、9月以降の返金対応はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

## ★ご注意

紛失などにより通知書の提示ができない場合は減免措置を受けることはできません。

クレジット・コンビニ決済はできません。現金でのお支払いのみとなります。

返金につきましては施設窓口にて現金での対応となります。全額分をお支払いいただいた際の領収書が必要となりますので大切に保管ください。